

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、春日部市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費に関する事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 管理者の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

(給料)

第3条 管理者の給料は、月額834,000円とする。

2 管理者の給料の支給方法は、春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の適用を受ける職員（以下「病院事業企業職員」という。）の例による。

(地域手当)

第4条 管理者に対して、地域手当を支給する。

2 管理者の地域手当の額は、給料の月額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 地域手当の支給方法は、病院事業企業職員の例による。

(通勤手当)

第5条 管理者に対して、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額及び支給方法は、病院事業企業職員の例による。

(特殊勤務手当)

第6条 管理者に対して、特殊勤務手当を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当の種類は医事手当とし、手当の額は、月額260,000円とする。

3 特殊勤務手当の支給方法は、病院事業企業職員の例による。

(期末手当)

第7条 管理者に対して、期末手当を支給する。

2 期末手当の額及び支給方法は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号。以下「特別職の給与条例」という。）を準用する。この場合において、特別職の給与条例第5条から第5条の4までの規定中「市長等」とあるのは「管理者」と、「給料の月額」とあるのは「給料及び地域手当のそれぞれの月額」と読み替えて適用する。

(旅費)

第8条 管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費については、特別職の給与条例を準用する。この場合において、特別職の給与条例第6条中「市長等」とあるのは「管理者」と読み替えて適用する。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。